

県央地域の令和5年度銘柄産地指定証交付式を開催しました

茨城県では、品質・組織体制・産地規模等について要件を満たした青果物及び花きの産地を、銘柄産地として指定しています（有効期間3年）※。

令和6年3月22日（金）、茨城県水戸合同庁舎3階の県央農林事務所におきまして、水戸市のねぎの銘柄産地再指定の指定証交付式を行いました。

交付式には、水戸市 産業経済部農産振興課 永盛光郎課長、JA 水戸 水戸地区ねぎ生産部会 横倉睦郎部会長、JA 水戸 水戸地区ねぎ生産部会 山崎仁志副部会長、JA 水戸 水戸地区ねぎ生産部会 木村和浩副部会長、JA 水戸 予冷センター 青木泰雄センター長、JA 水戸 予冷センター 笹沼英貴審査役等の皆様が出席されました。

指定証は、茨城県農林事務所長から産地側を代表し水戸市 産業経済部農産振興課 永盛課長へ交付されました。

※ 令和6年2月8日現在の指定状況：県央地域 青果物5産地（県全体59産地）、花き1産地（同7産地）



(指定証交付模様)



(参加者集合写真)